

松戸市道路位置の指定に関する技術基準

松 戸 市 建 築 指 導 課

松戸市道路位置の指定に関する技術基準

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定をする道(以下単に「道」という。)の技術基準について定めるものとする。

- 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第1項第1号ホの規定により、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 袋路状道路の場合において延長が35メートルを超える場合は、下表左欄の幅員に応じ同表右欄の距離以内ごとに、自動車の転回広場を設置している場合。また延長が35メートルを超えた終端に、自動車の転回広場を設置している場合。

幅 員	距 離
4.0メートル以上 4.5メートル未満	35メートル
4.5メートル以上 5.0メートル未満	50メートル
5.0メートル以上 5.5メートル未満	60メートル
5.5メートル以上 6.0メートル未満	70メートル

- (2) 袋路状道路の終端又は中間に設けられた迂回ができる道路の区間について、自動車の転回広場を設置しなければならない距離の2倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差し、若しくは接続する箇所を有している場合(図1)

- 2 政令第144条の4第1項第1号ハの規定に基づく国土交通大臣の定める基準(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件(昭和45年建設省告示第1837号。以下「告示」という。)をいう。)に適合する自動車の転回広場とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 告示第1項に規定する小型四輪自動車のうち最大なものが2台以上停車することができるもの

小型四輪自動車1台につき幅2.0メートル(同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル)以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場であって、車の出入りする部分の前後又は左右にすみ切り(辺の長さが2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むもの)を設けたもの(図2)

- (2) 告示第2項に規定する小型の四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のもの
道路幅員を含めて直径8.0メートルのもの又はこれと同等以上の大きさを有するもの(図3)
- 3 政令第144条の4第1項第2号ただし書の規定により、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め又は、その必要がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) すみ切りを片側のみとする場合において、角地の隅角を挟む一边(すみ切りを設けることができない側の対側線)の長さを4.0メートル以上、他の一边を2.5メートル以上となる三角形の部分の部分を道に含むものとした場合(図4)
- (2) 特定行政庁が交通上安全であると認めた場合。
- 4 政令第144条の4第1項第3号に規定するその他ぬかるみとならない構造とは、避難及び通行の安全に支障を及ぼさないアスファルト舗装又はこれと同等以上の構造を有し、かつ、適切な横断勾配を付しているものとする。
- 5 政令第144条の4第1項第5号に規定する道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 雨水等を有効に排出することができ、かつ、その末端を公共下水道、都市水路その他の排水施設に有効に連結したもの(側溝にあっては、耐圧用の蓋を有する幅及び深さの内法寸法がそれぞれ24センチメートル以上のコンクリート製のものとする。)
- (2) 必要に応じ排水機能を高めるための排水柵その他これらに類する施設を設置し、水溜りが生じないよう適切な排水勾配を確保したもの
- 6 道の敷地は、側溝、縁石その他これらに類するものにより、その位置(境界)を明確にしなければならない。ただし、土地の状況により特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっては、コンクリート杭その他これらに類するものにより、その位置を標示しなければならない。
- 7 道の敷地は、これに接する敷地及びその他の土地と区分して登記しなければならない。
- 8 道に接する一敷地の面積は、100平方メートル以上としなければならない。ただし、周囲の状況等により特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっては、この限りでない。また、敷地の区画は、コンクリート杭その他これらに類するものにより、その位置を標示しなければならない。

- 9 道に接する一団の敷地には、その適当な場所にごみ集積所を設けなければならない。ただし、周囲の状況等により特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっては、この限りでない。
- 10 道路の位置の指定の申請をしようとする者は、あらかじめ、この基準に定める技術基準に係る所管部局と協議しなければならない。この場合において、将来的に道を松戸市道として寄付予定している場合には、幅員、形態、構造等について関係課と十分協議を行わなければならない。
- 11 道路の位置の指定の申請時期は、道の敷地及びこれに接する一団の敷地の区画形質（分筆及び合筆登記を除く。）の変更を行う前とする。

附 則

（施行時期等）

- 1 この基準は平成17年10月 3日から適用する。
- 2 この基準の適用の際、位置を指定し、又は位置の指定の申請をしている道については、なお従前の例による。
- 3 松戸市位置指定道路に関する技術基準（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行時期等）

- 1 この基準は令和 7年 4月 1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際、位置を指定し、又は位置の指定の申請をしている道については、なお従前の例による。
- 3 松戸市位置指定道路に関する技術基準（平成17年10月3日制定）は、廃止する。

図 1

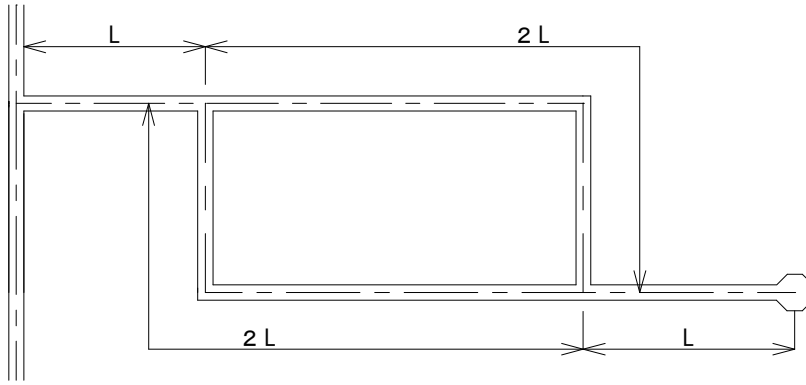


図 2

(1) 停車することができるもの

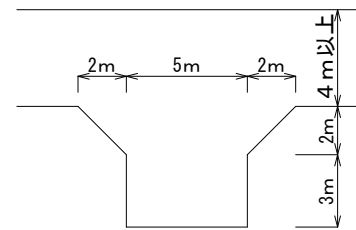
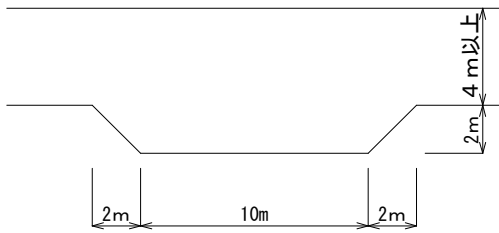
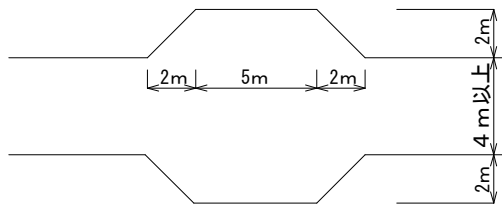
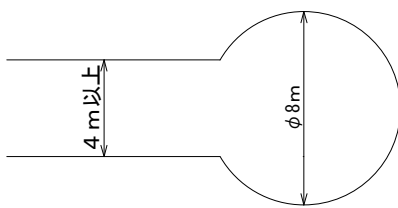
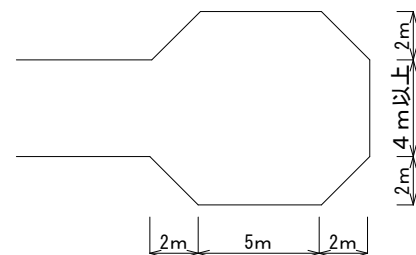


図 3

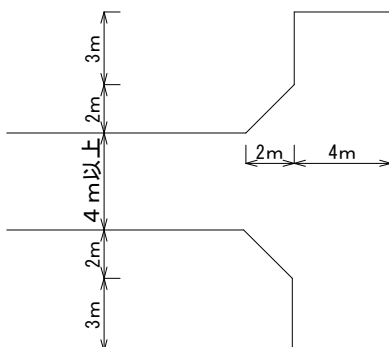
(2) 転回できる形状のもの



(終端部に設けるもの)

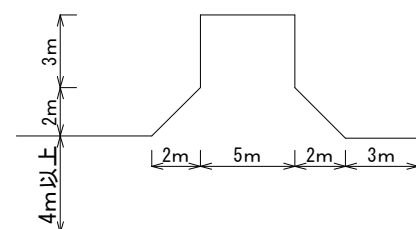


(終端部に設けるもの)



(終端部に設けるもの)

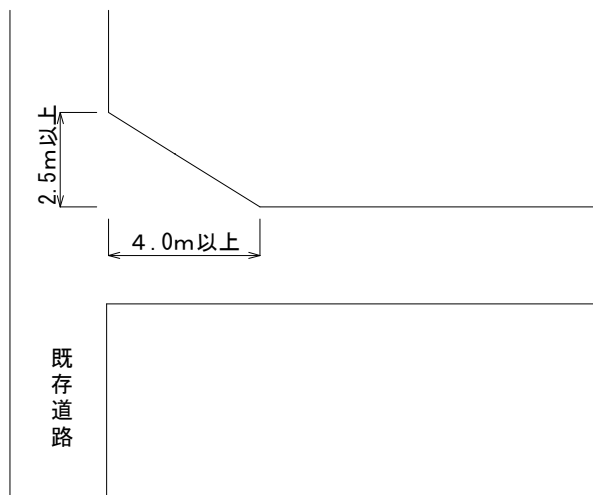
将来延長する場合には
注意を要する



(終端部に設けるもの)

図4

片すみ切り



別紙 1

道路位置指定(変更・廃止)申請に係る関係各課事前協議

申請者 住所 _____

氏名 _____

代理者 住所 _____

氏名 _____

道路の土地の
地名地番 _____

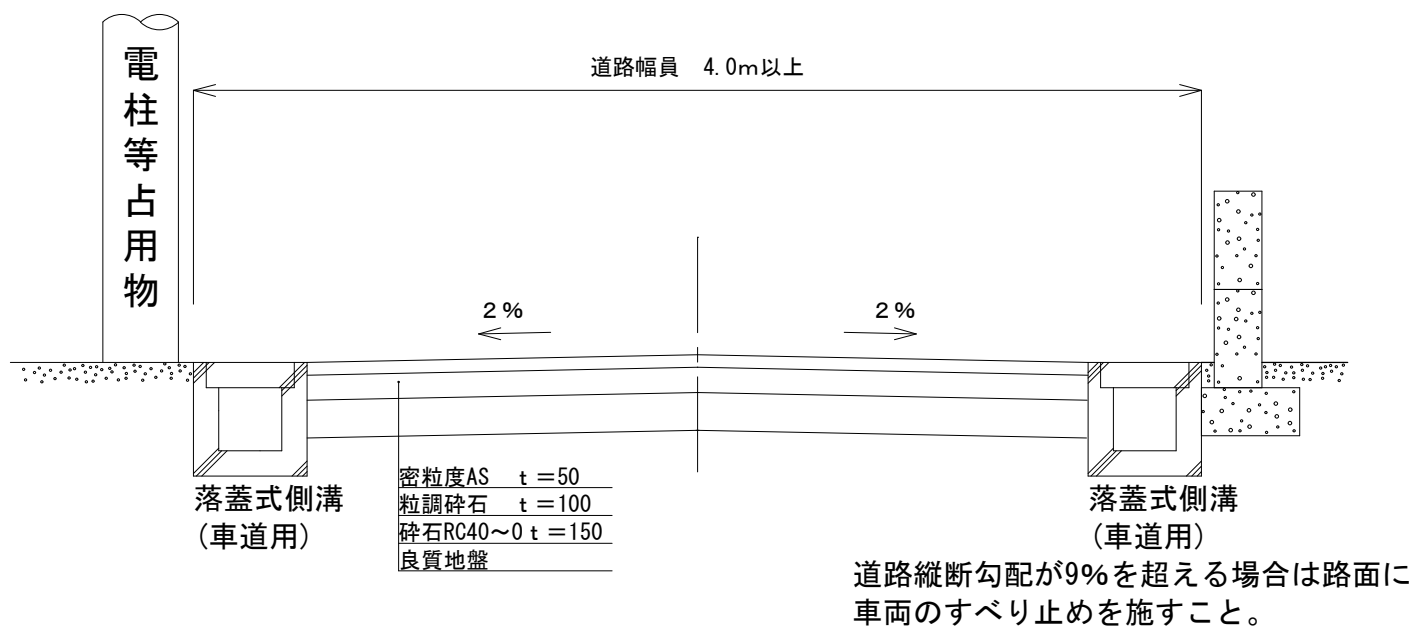
部課名	協議年月日	対応者	協議内容
街づくり部 建築指導課			
街づくり部 住宅政策課			
建設部 建設総務課			
建設部 道路維持課			
建設部 河川清流課			
建設部 下水道整備課			
建設部 下水道維持課			
建設部 下水道経営課			
環境部 環境業務課			
市民部 市民自治課			

※下水道維持課：道路位置指定検査時には、排水設備等検査結果の写しを添付すること。

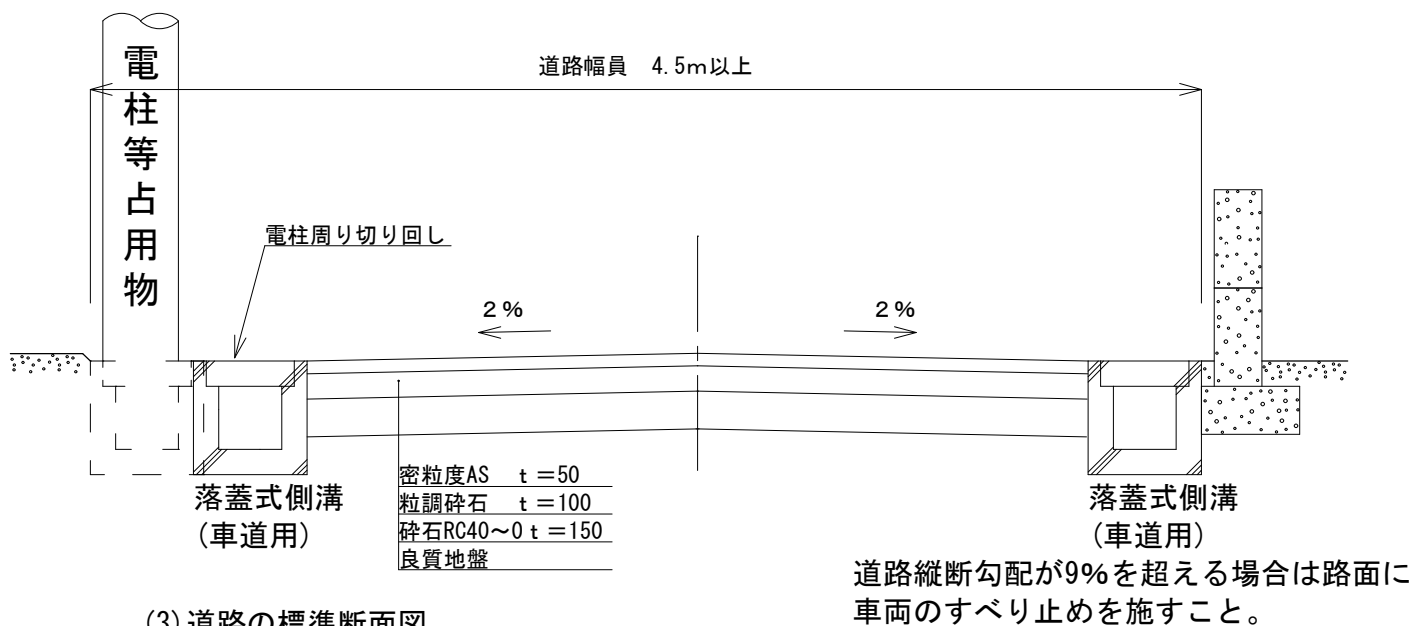
(参考図)

道路の標準断面図

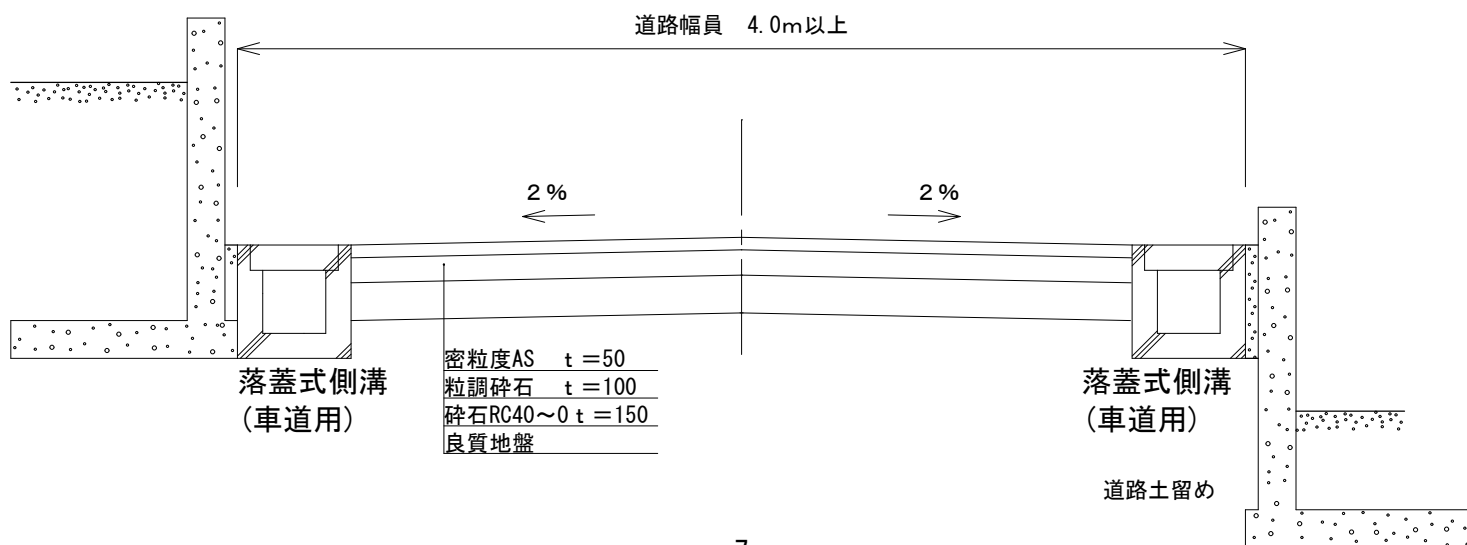
(1) 道路の標準断面図 (松戸市が奨励するもの)



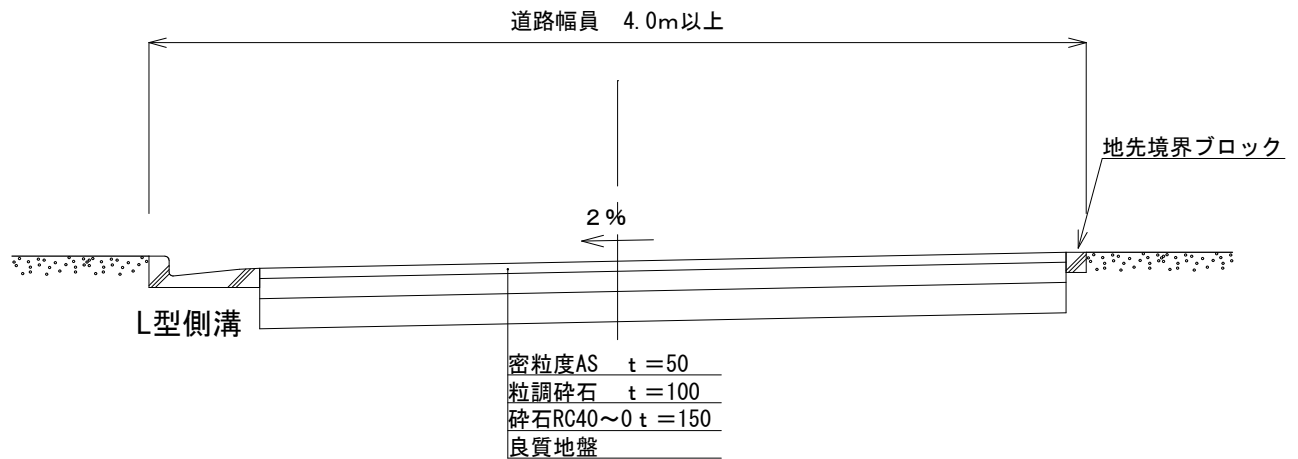
(2) 道路の標準断面図 (松戸市が奨励するもの)



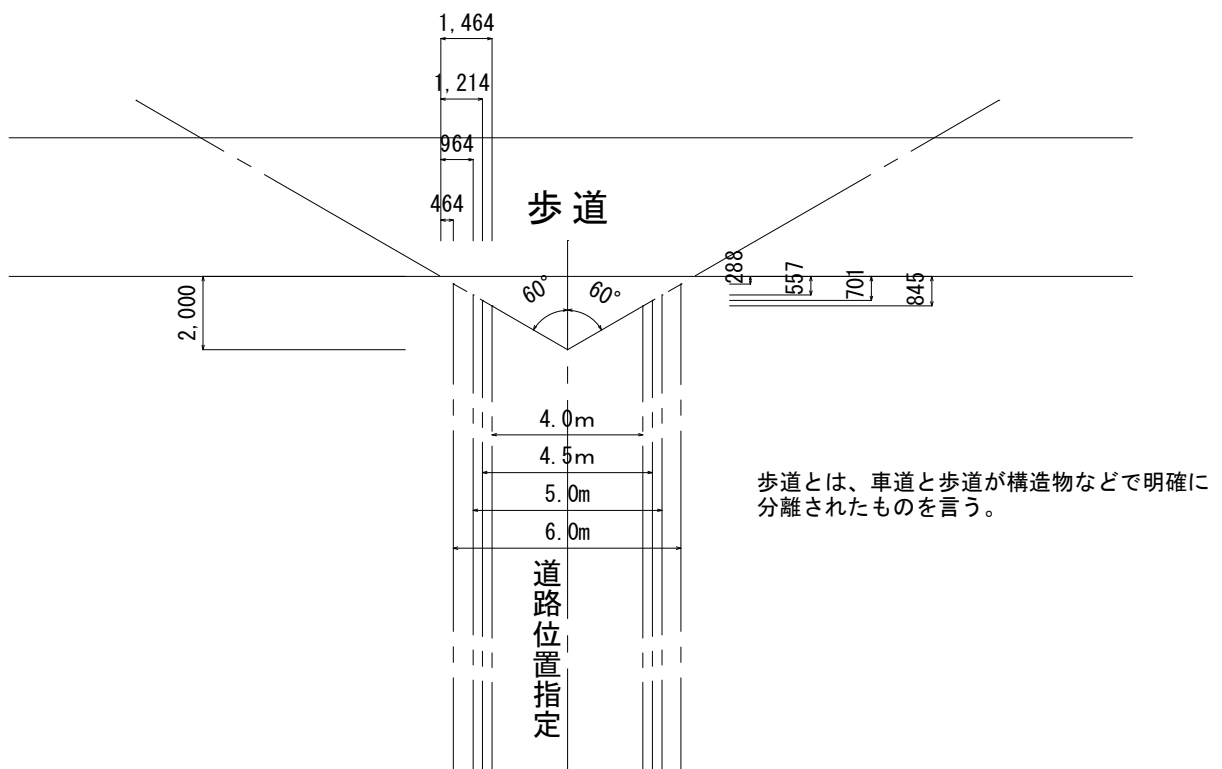
(3) 道路の標準断面図



(4) 道路の標準断面図



- (注) 1. 将来的に道を松戸市道として寄付を予定されている場合については道の幅員、形態及び構造等について関係課と充分協議してください。
2. 既存道路への接続において、通過交通に支障をきたす恐れのある場合は、関係部署と充分協議してください。
3. 歩車道の区別がされている他の道路へ接続する場合については、下図のとおり、歩道を通行する者の存在を確認できる空地を道に含めて下さい。



第 15 号様式（第 17 条関係・用紙規格 J I S A 4）



道 路 位 置 指 定（変更・廃止）申 請 書

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置の を申請いたします。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先)松戸市長 申請者氏名 ㊞					
1 申請者住所氏名		電話			
2 代理者住所氏名		電話			
3 道路の土地の地名地番					
4 関係土地の地名地番					
5 道 路 の 概 要	番号	幅 員	延 長	すみ切りの長さ	側 溝 の 幅
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
6 申 請 理 由					
※ 7 条 件					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 指 定 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員印				係員印	

(注 意) ※印のある欄は、記入しないでください。

第16号様式（第17条関係・用紙規格JIS A2）

道 路 位 置 _____ 申 請 図

縮 尺	地 積 図	
	付近見取図	
	構 造 図	

道路となる土地の地名地番

幅員 メートル・延長 メートル・自動車転回広場 平方メートル

道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模 平方メートル

道路となる土地の面積 平方メートル

関 係 土 地 の 面 積 平方メートル

※ 指定年月日	年 月 日
※ 番 号	第 号

承 諾 書	この図面のとおりに道路位置の 年 月 日 申請者 様 を承諾します。		申請者 住所・氏名・印	
			印	
	権 利 別	住 所	氏 名	印
備 考				
図面作成者住所・氏名		Ⓜ		
測 量 者 住 所 ・ 氏 名		Ⓜ		

(凡 例)

方位

道路位置の標識

へい(構造を記入のこと)

主要出入口

井戸

生垣

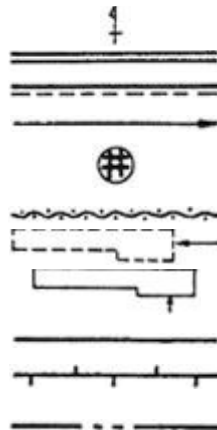
予定建築物(用途を記入のこと)

既存建築物(用途を記入のこと)

敷地界

地番界

町界



都市計画路線

既存道路

予定する道路の位置

市町村界

指定された道路の位置及び建築線(指定年月日並びに番号を記入のこと)

廃止される道路の位置

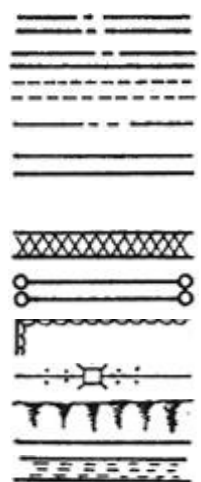
申請する道路の位置

擁壁

高圧線

がけ

水路及び土揚敷



(注 意)

- 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。
- 2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し、特記すべき事項を記入してください。
- 4 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)としてください。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面を記入してください。
- 6 付近見取図、地積図の方位は、一致させてください。
- 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

第 17 号様式（第 17 条関係・用紙規格 J I S A 4）

副

道 路 位 置 指 定（変更・廃止）通 知 書

年 月 日付けの申請に係る道路の位置の は、審査の結果 すること としたので通知します。					
指 定 番 号 第 号 指定年月日 年 月 日		松戸市長 ㊟			
1 申 請 者 住 所 氏 名		電話			
2 代 理 者 住 所 氏 名		電話			
3 道路の土地の地名地番					
4 関係土地の地名地番					
5 道 路 の 概 要	番号	幅 員	延 長	すみ切りの長さ	側 溝 の 幅
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
6 申 請 理 由					
※ 7 条 件					

（注 意） ※印のある欄は、記入しないでください。

松戸市道路位置の指定に関する申請図書類

チェック	申請図書	摘 要	提出部数
1	道路位置指定申請書 道路位置指定通知書	第 1 5 号様式 (認印可) 第 1 7 号様式	正 1 部 副 1 部
2	委任状	様式は任意 (認印可)	正副各 1 部 (副はコピー可)
3	関係各課事前協議書	様式は別紙 1 (関係各課) ・住宅政策課 ・建設総務課 ・道路維持課 ・河川清流課 ・下水道整備課・下水道維持課 ・下水道経営課・環境業務課 ・市民自治課	正副各 1 部
4	事前協議書に基づく 誓約書等	関係各課で定められたもの	正副各 1 部
5	案内図	都市計画図(縮尺 2 5 0 0 分の 1)	正副各 1 部
6	地図等(公図)	複写可	正副各 1 部
7	印鑑証明書	発行後 3 か月以内のもの (正は原本)	正副各 1 部 (副はコピー可)
8	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	道路及びそれに接する土地 (発行後 3 か月以内のもの)	正副各 1 部 (副はコピー可)
9	道路・転回広場・宅地 の求積図・求積表	申請外地も含む	正副各 1 部
10	接続道路査定図	接続部分を赤線で表示	正副各 1 部
11	申請図	第 1 6 号様式 ①案内図 (道路・申請地を着色) ②地図等 (道路・申請地を着色) ③地籍図 (道路・申請地を着色) ・縮尺及び方位の記入	正副各 1 部

	承諾欄	・指定を受けようとする道路の位置延長及び幅員の記入 ・土地の境界、地番、地目の記入 ・土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名の記入 ・土地内にある建築物、工作物の記入 ・道路及び水路の位置並びに土地の高低さの記入 ・道路勾配、排水施設勾配及び流水方向の記入 ・その他必要な事項の記入 ④道路断面図 ⑤排水施設等構造図 権利を有する者の承諾範囲は次による（実印を押印） ①道路となる土地の所有者 ②道路となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者 ③道路となる土地に接する土地の所有者（接続道路地権者も含む） ④登記上の所有者から相続の場合、相続登記完了もしくは遺産分割協議書等、相続人決定が分かる書類を添付 ⑤権利者が未成年の場合、親権者の承諾を必要 ⑥その他必要となる者	
12	全体計画図	延長の計画があるもの	正副各 1 部
13	土留め構造図	高さ 2 M 未満の新設土留めを築造する場合	正副各 1 部
14	その他	その他必要となるもの	正副各 1 部

（注） 1. 申請図書は正・副とも番号順に綴じこんでください。

建築基準法抜粋

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4 メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都市計画審議会の義を経て指定する区域内においては、6 メートル。次項及び第 3 項において同じ。）以上のものをいう。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
 - (2) 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による道路
 - (3) この章の規定が適用されるに至った際現に存する道路
 - (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で、特定行政庁が指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2 メートル（前項の規定により指定された区域内においては、3 メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2 メートル。）以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4 メートルの線をその道の境界線とみなす。

- 3 特定行政庁は、土地の状況によりやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については2メートル未満1.35メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4メートル未満2.7メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第1項の区域内の幅員6メートル未満の道（第1号又は第2号に該当する道にあっては、幅員4メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
- (1) 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - (2) 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - (3) 第1項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第3号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により1.8メートル未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

建 築 基 準 法 施 行 令 抜 粋

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 両端が他の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則抜粋

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき次項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形状特記すべき事項

国土交通省(建設省)告示抜粋

(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 道の中心線からの水平距離が2メートルを超える区域において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 2 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

松戸市建築基準法施行細則抜粋

(道路位置の指定申請等)

第 17 条 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（第 15 号様式）に道路位置指定（変更・廃止）申請図（第 16 号様式）及び次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 申請に係る土地の登記簿謄本
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請について道路の位置を指定したときは、道路位置指定（変更・廃止）通知書（第 17 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 法第 4 2 条第 1 項第 5 号又は第 2 項の規定により指定された道路その他の既存の私道を変更又は廃止するときは、前 2 項の規定を準用する。